

「治山林道必携 委託業務設計積算編（県運用事項等）の一部改正について」新旧対照表

新	旧
治山林道必携 委託業務設計積算編 （県運用事項等） <u>令和8年7月</u> 高知県林業振興・環境部 治山林道課	治山林道必携 委託業務設計積算編 （県運用事項等） <u>令和7年7月</u> 高知県林業振興・環境部 治山林道課

「治山林道必携 委託業務設計積算編（県運用事項等）の一部改正について」新旧対照表

新	旧
1.地質調査業務に関する運用事項（略） 2.測量業務に関する運用事項（略） 3.設計業務に関する運用事項 3-（１）～（２）（略） 3-（３） 護岸工実施設計歩掛について 要領2-2 治山ダム設計B ・護岸工実施設計においては、下記の歩掛を計上することとする。 ・設計説明書作成においては、要領2-2治山ダム設計Bを準用することとする。 ・両護岸の場合は3-（4）流路工実施設計歩掛を計上する。 ・片護岸＋帯工の場合は、ア、護岸工 設計計画を計上し、 帯工は要領2-4-1流路工実施設計の帯工を計上する。 ア～エ（略） 3-（４）～（15）（略） 4. 計画作成等業務に関する運用事項（略） 5. その他運用事項・例規等（略）	1.地質調査業務に関する運用事項（略） 2.測量業務に関する運用事項（略） 3.設計業務に関する運用事項 3-（１）～（２）（略） 3-（３） 護岸工実施設計歩掛について 要領2-2 治山ダム設計B ・護岸工実施設計においては、下記の歩掛を計上することとする。 ・設計説明書作成においては、要領2-2治山ダム設計Bを準用することとする。 新設 ア～エ（略） 3-（４）～（15）（略） 4. 計画作成等業務に関する運用事項（略） 5. その他運用事項・例規等（略）